

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年3月9日（火）10時05分～12時25分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見主任安全審査官

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

審査グループ 地震・津波審査部門

江崎企画調査官、千明主任安全審査官

検査グループ 専門検査部門

宮崎上席原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➤ 原子力規制庁からのコメントへの回答

- ✓ 詳細な燃料取り出し手順
- ✓ ジブクレーンの定格荷重の根拠
- ✓ アウトリガーピンの概要
- ✓ キャスク固定治具の概要
- ✓ 燃料取り出し用構台（以下「構台」という。）の構造強度及び耐震性評価
 - ◇ 構台の一般事項及び構造概要
 - ◇ オイルダンパ及び弾性支承の設置目的・役割
 - ◇ 構造強度に係る設計方針
 - ◇ 構台及びランウェイガーダ、弾性支承、基礎、改良地盤並びに原子炉建屋接触部の構造強度に対する検討事項
 - ◇ 耐震性に係る検討方針
 - ◇ 構台及びランウェイガーダ、弾性支承、オイルダンパ、基礎、改良地盤、原子炉建屋接触部並びに原子炉建屋の耐震性に対する検討事項

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 燃料取り出し手順の各ステップにおいて、想定されるリスクと安全措置、必要な監視項目等について整理して説明すること。
- 構台の一般事項には、主要な構成部位を全て記載するとともに、一次設計の意図（目的、役割）を明記すること。また、構造強度の検討フローにおいて、一次設計に該当する箇所を明記すること。
- 構台の構造概要には、オイルダンパ及び弾性支承の個数を明記した上で、記載と対応する図面を示すこと。また、オイルダンパ及び弾性支承については設計の基本方針（期待する効果等）を具体的に説明すること。
- 構台の構造強度に係る設計方針について、燃料取扱機等への影響を踏まえて、

- 荷重組合せ評価における燃料取扱設備の位置の選定結果の妥当性を説明すること。
- 構台の構造強度及び耐震性に係る解析モデルについて、境界条件(拘束条件)とその妥当性を説明するとともに、両解析モデルの相違点について説明すること。
 - 弾性支承の圧縮限界強度については、メーカー規定値により構造強度を担保することになるため、検査の確認事項に含めることを検討すること。
 - 原子炉建屋接触部の梁等の構造強度については、当該部位に損傷、劣化等がなく健全であることを前提として評価されているため、その妥当性について説明すること。
 - 特注品であるオイルダンパの性能確認試験について、試験方法及びその妥当性(出典)を説明すること。
 - 改良地盤の物性について、類似条件下での物性を参照することの適用性を説明するとともに、検査の確認事項に含めることを検討すること。
 - オイルダンパ(水平棟間)の引き抜き力に対して、原子炉建屋側に設置するベースプレートの固定アンカーとその定着が健全であることを説明すること。
- 等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について